

集落ぐるみで電気柵など侵入防止柵を整備しませんか？

●事業概要

- 1 事業名 鳥獣被害防止総合対策交付金事業(国庫補助金)
- 2 対象者 **受益戸数3戸以上の団体**
(多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金の活動組織や農事組合など、一団の農地を維持・管理し、侵入防止柵の自力施工が可能な団体)
- 3 事業内容 電気柵・ワイヤーメッシュなどの侵入防止柵を集落ぐるみで設置する場合、二本松市有害鳥獣対策協議会で**必要資材を全て購入し、各集落に配付** 圃場への**設置は自力施工**(業者等への委託は不可)

●申請するためには

1 農業振興課又は各支所産業建設課に相談する

- ・申請方法や提出書類を確認する。

2 集落での合意形成を図る

- ・集落のどの圃場に侵入防止柵を設置するか、延長はどの程度になるか、現地確認をしながら検討する。また、作付している品目や被害状況を確認する。
- ・設置する圃場が決定したら、適当な圃場(一団の農地)でひとくくりにし、ブロック分けを行う。ブロックごとに、被害状況写真を撮影する。

3 申請書類の作成・提出

- ・要望書、参加同意書、ブロックごとの圃場状況を整理した一覧表、被害状況写真を作成し、提出する。

●注意事項

侵入防止柵が効果を発揮するためには、設置後の草刈りなど維持管理が重要です。維持管理の経費には、多面的機能支払交付金や中山間地域直接支払交付金が活用できませんので、既存の活動組織ぐるみで本事業に取り組むとより効果的です。

問い合わせ：二本松市有害鳥獣対策協議会事務局

産業部 農業振興課

電話：55-5118

安達支所 産業建設課

電話：23-9042

岩代支所 産業建設課

電話：65-2821

東和支所 産業建設課

電話：66-2489

